

2014年10月

投資家の皆様へ

キャピタル アセットマネジメント株式会社

「ヒューミント・エジプト株式オープン」  
の信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「ヒューミント・エジプト株式オープン」（以下、「ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）させていただく予定でございますのでお知らせいたします。

この信託の終了につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、同封の「議決権行使書面」にこの信託の終了に関する賛否および必要事項をご記入いただき、弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 信託終了の理由

資金の移動が正常に行われていないことから、投資資金の回収が恒常的に遅れる事態が発生しており基本方針通りに運用を継続することが不可能であることから、ファンドの約款第39条（注1）を適用することが投資家に資すると委託者として判断したものです。

（注1）

【信託契約の解約】

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委

託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

## 2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

### (1) 信託終了に係る書面による決議の日程

① 受益者および受益権の口数の確定日 : 2014年10月31日

② 書面による議決権の行使の期間 :

2014年11月4日から2014年11月19日まで

③ 書面による決議の日 : 2014年11月20日

④ 投資信託契約解約届出書提出日 : 2014年11月20日

⑤ 買取請求期間 : 2014年11月21日から2014年12月10日まで

⑥ 信託終了日 : 2014年12月19日

### (2) 信託終了に係る書面による決議の手続き

2014年10月31日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

この信託終了に係る書面による決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決の場合、2014年11月20日付けで金融庁に投資信託契約解約の届出を行い、2014年12月19日に信託を終了します。

なお、上記の受益者数および議決権数による賛成が得られずこの信託終了の決議が否決された場合は、ファンドの信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行なわない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

## 3. 書面による決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、2014年11月19日（必着）までに下記宛にご送付ください。なお、議決権行使書面は、2014年11月19日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、議決権を行行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、この信託終了に係る書面による決議に賛成するものとさせていただきます。

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング6階  
キャピタル アセットマネジメント株式会社  
信託終了に関する議決権行使書面受付係 宛

(議決権行使書面についての留意事項)

- ・賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、この信託終了に賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方がこの信託終了について重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権が無効となりますのでご了承下さい。

(個人情報への取扱い)

議決権行使書面にご記入いただいたお客様に関する情報は、この信託終了に係る書面決議および買取請求の手続きのために弊社において利用いたします。また、書面決議および買取請求の手続きのために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

4. 反対受益者の買取請求の手続きについて

この信託の終了が可決された場合、信託の終了に反対された受益者の方は、以下の手続きにより、受託会社に対し、ファンドの信託財産による公正な価額での買取りを請求することができます。（買取請求手続きについては、信託の終了に反対された受益者の方に対して、改めてご案内させていただきます。）

(1) 買取請求の受付期間

2014年11月21日から2014年12月10日

(2) 買取請求の手順

- ①弊社より信託の終了に反対された受益者の方への「買取請求のご案内」の送付
- ②買取請求必要書類のご記入
- ③販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出
- ④販売会社から弊社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理及びファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

この買取請求は、信託の終了に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌

営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料及び計算書送付費用等の費用が差引かれます。

上記(2)に記載の諸手続きが必要となるため、通常和解約請求の場合よりも買取代金のお支払までの日数が多くなる場合があります。

**※信託の終了に反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければなら  
ない訳ではありません。また書面による議決権の行使の期間中、買取請求期  
間最終日までは、通常どおり、当ファンドの換金（解約）申込みを販売会  
社にて受付けます。**

以上

<本件に関する問い合わせ先>

キャピタル アセットマネジメント株式会社信託終了に関する問い合わせ窓口  
杉本 山田

電話番号 03-5259-7401 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

資金の移動が正常に行われていないことから、投資資金の回収が恒常的に遅れる事態が発生しており基本方針通りに運用を継続することが不可能であることから、ファンドの約款第 39 条（注 1）を適用することが投資家に資すると委託者として判断したものです。

（注 1）

#### 【信託契約の解約】

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2014年12月19日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

この投資信託契約の解約の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、投資信託契約の解約は中止されます。

### 4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料参照

### 5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容。

該当事項はありません。

### 6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実。

該当事項はありません。

以上